

一般財団法人 鹿島市スポーツ協会補助金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般財団法人鹿島市スポーツ協会の補助金に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

（補助金交付の対象）

第2条 補助金交付の対象は、この法人の加盟団体及び加盟会員であり、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

1. 各種スポーツ大会、教室開催に要する経費
2. 全国大会、九州大会出場に要する経費
3. 各種講習会開催に要する経費
4. 地域体育団体（活動）に要する経費
5. 種目競技団体（活動）に要する経費
6. その他会長が特に必要と認めたもの

2 前条第2項については次のとおりとする。

- （1）県の予選会又は大会等を経て大会に出場する資格を取得した個人及び団体
- （2）県等の団体から推薦があつて大会に出場する資格を取得した個人及び団体
- （3）公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及びその下部組織団体が主催又は共催、後援する事業とする。

（補助金交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書（別記第1号様式）を一般財団法人鹿島市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

1. 申請者の所在地及び氏名又は名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の遂行に関する収支計画書及び事業計画書

（交付決定）

第4条 会長は補助金の申請があつたときは、総務部会の審議を経て、これを決定し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第5条 補助を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業報告書（別記様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の取消）

第6条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金交付の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金交付の決定又は一部を取消し、返還させることができる。

（補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部会及び理事会等の審議を経てこれを決定する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より適用する。